

令和6年11月
第177号

国保だより

編集
川崎市健康福祉局
医療保険部医療保険課

令和6年12月2日以降、国民健康保険被保険者証の新規交付が終了します

国民健康保険法の一部改正により、令和6年12月2日以降は「神奈川県国民健康保険被保険者証（以下、「被保険者証」という。）」を交付することができなくなります。

ただし、国が定めた経過措置により、**12月1日までに交付した被保険者証は、12月2日以降も被保険者証に記載の有効期限（川崎市国保は最長で令和7年7月31日）まで、そのまま御使用いただくことができます。**

なお、住所や世帯主等の変更により、被保険者証の記載内容が変更になる場合、12月2日以降は「マイナ保険証」の保有状況に基づき「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」を自動で交付します（マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書については、2ページを御確認ください。）。

被保険者証の新規交付終了後（令和6年12月2日以降）の取扱い

令和6年12月2日以降は、マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とする仕組みに移行していきますが、マイナ保険証を保有していない方も引き続き医療機関等で保険診療を受けられるように、**マイナ保険証の保有状況に基づき「資格情報のお知らせ（※1）」又は「資格確認書」を交付します（※2）。**

今後、医療機関等を受診される際には、マイナ保険証をお持ちの方は「マイナンバーカード」、マイナ保険証をお持ちでない方は「資格確認書」を被保険者証の代わりに医療機関等に御提示ください。

※1 資格情報のお知らせの活用方法については、2ページを御確認ください。

※2 被保険者証をお持ちの方には、被保険者証の有効期限が切れる前に「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」を交付しますのでお手続きは不要です。有効期限が令和7年7月31日の被保険者証をお持ちの方には、令和7年7月中旬頃の送付を予定しています。

○被保険者証の代わりに医療機関等へ持参するもの

マイナンバーカード保有状況	健康保険証利用登録状況 ^(※3)	被保険者証の代わりに医療機関等へ持参するもの
マイナンバーカード あり	利用登録あり	マイナンバーカード
	利用登録なし	
マイナンバーカード なし		資格確認書

※3 マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、お手続きが必要になります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための手続方法

STEP1. マイナンバーカードを申請・作成する

STEP2. マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する

STEP3. 医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする

STEP1. マイナンバーカードを申請

■申請方法

- ① オンラインで申請する
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便で申請する
- ③ まちなかの証明写真機から申請する

STEP2. マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う

STEP3. 医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付

■受付方法

- ① 顔認証つきカードリーダーにマイナンバーカードを置く
- ② 本人認証を行う
(顔認証・暗証番号)
- ③ 各種情報提供の同意選択をする

出典：厚生労働省ホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)

・ マイナンバーカードについてのお問合せ ・

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付

平日：9時30分～20時00分 / 土日祝：9時30分～17時30分

マイナ保険証について

「マイナ保険証」とは、健康保険証の利用登録がされたマイナナンバーカードのことを指します。マイナナンバーカードをお持ちの方で、健康保険証の利用登録をしていただくと、マイナナンバーカードを被保険者証等の代わりに医療機関等で利用することができます。

マイナナンバーカードを健康保険証として利用するための手続方法については、1ページを御確認ください。

資格情報のお知らせについて

令和6年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を交付します。

「資格情報のお知らせ」には、氏名、被保険者記号・番号・枝番などの健康保険の情報を記載していますが、「資格情報のお知らせ」だけを医療機関等に御提示いただいても保険診療は受けられませんので、医療機関等を受診される際はマイナ保険証(マイナナンバーカード)を御提示ください。

ただし、医療機関等に設置されているカードリーダーやオンライン資格確認等システムの不具合等により、マイナ保険証で資格確認ができない場合には、マイナナンバーカードと一緒に「資格情報のお知らせ」を医療機関等の窓口へ御提示いただくことで、資格確認が受けられますので、大切に保管してください。

資格情報のお知らせの有効期限

「資格情報のお知らせ」には、原則、有効期限はありません。そのため、健康保険の情報に変更がない限りは、自動で新たに交付しませんので、大切に保管してください(紛失・汚損等をした際には、申請に基づき再発行が可能です。)

ただし、次に該当する方には、有効期限を設定しています。

①70歳以上の方

(原則、各年7月31日まで(最長1年間)です。8月1日に更新され、自動的に新しいものを交付します。)

②在留期間のある外国人の方

(在留期間満了日の翌日までです。なお、在留期間を更新された際には、自動的に新しいものを交付します。)

③マル学に該当する方

(在学中の学校の卒業予定日までです。)

資格情報のお知らせのイメージ

資格情報のお知らせ (交付番号) (保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サテ タロウ		
負担割合 (70歳以上のみ記載)	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日も記載。(下部の切り取り箇所と同様)

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。)

下部を切り取ってご利用いただけます
(この部分のみは受診できません)

資格情報のお知らせ
令和〇年〇月〇日交付
(交付番号)
(保険者番号)
記号 000 番号 00000000 (枝番) 00
氏名 佐藤 太郎
負担割合 〇割 (70歳以上のみ記載)

受診の際にはマイナ保険証を必ずお持ちください

※上図はイメージです。

今後、名称や記載内容に変更が生じる場合がありますので御容赦ください。

資格確認書について

令和6年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちでない方(※4)には「資格確認書」を交付します。医療機関等を受診される際には「資格確認書」を被保険者証の代わりに御提示ください。

※4 マイナ保険証をお持ちの方であっても、3ページの資格確認書の交付対象者に該当する場合は「資格確認書」を交付します。

資格確認書の有効期限

「資格確認書」の有効期限は、原則、各年7月31日まで(最長1年間)で、更新月は8月です。

ただし、次の期日が各年7月31日より早い場合は、その期日が有効期限になります。

- ①75歳の誕生日の前日
- ②70歳の誕生日の属する月(1日生まれの場合は前月)の末日
- ③在留期間満了日の翌日
- ④自己負担割合が変更になる前月の末日(70~74歳の方)
- ⑤在学中の学校の卒業予定日(マル学に該当する方)

なお、有効期限の考え方や更新月などは、これまで交付していた被保険者証と同じです。

資格確認書のイメージ

神奈川県 有効期限 令和7年7月31日
国民健康保険 資格確認書 記号50 番号0000000 (枝番) 01

氏名 健福 太郎
住所 川崎市川崎区宮本町1番地

生年月日 平成元年8月1日 性別 男
適用開始年月日 令和6年8月1日
交付年月日 令和6年8月1日

世帯主氏名 健福 太郎
保険者番号 145011 川崎
交付者名
TEL 044-201-3151 (川崎区役所)

印

神奈川県 有効期限 令和7年7月31日
国民健康保険 資格確認書 記号50 番号0000001 (枝番) 01
一部負担割合 2割

氏名 国保 一郎
住所 川崎市川崎区東田町8番地

生年月日 昭和27年1月1日 性別 男
適用開始年月日 令和6年8月1日
交付年月日 令和6年8月1日
発効期日 令和6年8月1日

世帯主氏名 国保 一郎
保険者番号 145011 川崎
交付者名
TEL 044-201-3151 (川崎区役所)

印

※高齢受給者証を兼ねるため一部負担割合の記載あり(70歳以上)

資格確認書の交付対象者

次に該当する方には「資格確認書」を原則、郵送で交付します。

- マイナンバーカードを保有していない方
- マイナンバーカードを保有しているが、健康保険証の利用登録をしていない方
- マイナンバーカードを返納した方（※5）
- マイナンバーカードの本体の有効期限が切れた方（※6）
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方（※6）
- マイナ保険証の利用登録を解除した方（※7）
- DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定をした方
- マイナ保険証を保有しているが、マイナ保険証での受診が困難な方（※8）

※紛失や盗難等によりマイナンバーカードを一時利用停止中の方で、医療機関等の受診を予定している方は、区役所保険年金課・支所区民センター保険年金担当までお問合せください。

マイナンバーカードを返納した方（※5）

マイナンバーカードを返納した方には「資格確認書」を自動で交付します。

ただし、返納状況を把握するのに一定の時間を要しますので、「資格確認書」の交付をお急ぎの方は、区役所保険年金課・支所区民センター保険年金担当までお問合せください。

マイナンバーカードの本体又は電子証明書の有効期限が切れた方（※6）

マイナンバーカードには「カード本体の有効期限」と「カードに格納されている電子証明書の有効期限」がそれぞれ設定されています。いずれかの有効期限が切れた場合には、マイナンバーカードをマイナ保険証として利用できなくなりますので、速やかに更新手続きを行ってください。

手続き方法については「マイナンバーカード及び電子証明書の更新について（川崎市ホームページ）」を御確認ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000105058.html>



電子証明書の有効期限が切れた場合に限り、猶予期間として有効期限が切れてから3か月の間は、マイナ保険証として利用することができます。カード本体の有効期限が切れた方、電子証明書の猶予期間を経過した方には「資格確認書」を自動で交付します。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除について（※7）

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除は、御加入の健康保険窓口でのみ申請が可能です。

川崎市国保に加入されている方のマイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除は、区役所保険年金課・支所区民センター保険年金担当窓口で受付しております。

解除申請をしてから、登録の解除が完了するまでに2～3か月程度時間を要する場合がありますので、登録の解除が完了する前に別の医療保険者等に異動する場合は、異動後の医療保険者等に対し、自身が川崎市国保にて解除申請を行った旨を申し出るとともに、資格確認書の申請を行うようにしてください。

申請に必要なもの

- 来庁者の本人確認書類
（官公署が発行した顔写真付きのものは1点、顔写真付きでないものは2点）
- 被保険者記号・番号・枝番のわかるもの
例、被保険者証・マイナポータルの画面コピーなど
- 本人以外が申請する場合は委任状（**同世帯の方が申請する場合でも必要**）、その他代理権を証明する書類（登記事項証明書等）

マイナ保険証を保有しているが、マイナ保険証での受診が困難な方（※8）

マイナ保険証を保有している方であっても、何らかの理由によりマイナ保険証での医療機関等の受診が困難な方等は、申請に基づき「資格確認書」の交付を受けることができます。

令和6年12月2日以降、区役所保険年金課・支所区民センター保険年金担当窓口にて申請を受け付けます。

申請に必要なもの

- 来庁者の本人確認書類
（官公署が発行した顔写真付きのものは1点、顔写真付きでないものは2点）
- 本人以外が申請する場合は委任状（**別世帯の方が申請する場合**）、その他代理権を証明する書類（登記事項証明書等）

限度額適用認定証などについて

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「食事療養標準負担額減額認定証」(以下、「認定証」という。)は、令和6年12月2日以降も、これまでどおり申請に基づき交付します。

なお、医療機関等を受診する際に、マイナ保険証(マイナンバーカード)を御提示いただければ、認定証をお持ちでなくても、認定証をお持ちの時と同様に高額療養費制度における限度額を超える支払いの免除や入院時食事療養費及び入院時生活療養費の支給による食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額が受けられます。

ただし、同じ月に複数の医療機関等を受診し、医療機関等の窓口で支払った一部負担金の額(保険診療による自己負担額)を合計した結果、限度額を超える場合は、これまでどおり診療を受けた月の概ね3か月後に世帯主宛てに「高額療養費支給申請書」をお送りしますので、必要事項を記入し申請してください(過去に「高額療養費支給申請書」の申請手続きを経ず自動で振り込みます。)

よくあるお問合せ

問1 12月2日以降は、いま手元にある国民健康保険被保険者証は使用できないのか。

(答) 令和6年12月2日以降も、お手元の被保険者証に記載の有効期限(川崎市国保は最長で令和7年7月31日)までは使用できます。

問2 12月2日以降に使用できる「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」はいつ送付されるか。

(答) 令和6年12月2日以降も、お手元の被保険者証に記載の有効期限までは使用できますので、被保険者証の有効期限が切れる前に送付します。
例えば、有効期限が令和7年7月31日の方は、令和7年7月中旬に送付予定です。

問3 12月2日以降に、川崎市内で引っ越す場合は被保険者証がもらえるのか。

(答) 令和6年12月2日以降に川崎市内での転居や世帯主変更等によりお手元にある被保険者証の券面の情報が変更になる場合は、被保険者証を交付することができません。
そのため、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を自動で送付します。

問4 マイナンバーカードは持っているが、マイナ保険証の登録をしたかわからない場合、どのようにして確認すれば良いか。

(答) マイナポータル(アプリ)や川崎市マイナンバー情報登録・閲覧支援コーナーで確認できます。
川崎市マイナンバー情報登録・閲覧支援コーナーにお越しの際は、マイナンバーカード及び暗証番号が必要になります。
その他の詳細については川崎市ホームページを御確認ください。
(<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000154839.html>)



問5 マイナ保険証を持っているが、資格確認書をもらうことはできないのか。

(答) マイナ保険証での受診が困難な方等は、申請に基づき「資格確認書」の交付を受けることができます。ただし、有効な被保険者証をお持ちの方は、その有効期限まではお手元の被保険者証を御利用ください。
なお、令和6年12月2日以降は、マイナ保険証での医療機関等の受診が基本となりますので、この機会にぜひ一度、マイナ保険証を御利用ください。

問6 令和6年12月2日以降に被保険者証を紛失し、再発行してほしい時はどうすれば良いのか。

(答) 令和6年12月2日以降は再発行を含む被保険者証の交付ができなくなります。
そのため、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を発行します。
被保険者証の紛失による発行には原則、申請が必要となりますので、まずは保険コールセンターに御連絡ください。

お問合せは、
コールセンターを
御利用ください

国民健康保険・後期高齢者医療の制度全般や
介護保険料に関するお問合せは、
「川崎市保険コールセンター」へ
お な や み
☎044-200-0783

御利用時間

平 日: 8時30分から17時15分まで
第2・第4土曜日: 8時30分から12時30分まで
※ 土曜(第2・第4土曜を除く)、日曜、祝日、年末年始は御利用できません。
※ 御利用には、通話料がかかります。